

九州大学百年史 第10巻 : 資料編Ⅲ

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1787570>

出版情報 : 九州大学百年史. 10, 2016-12-28. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

第6章 情報サービスの拡大

870 九州大学総合情報伝達システム運用規則

(1993(平成5)年11月16日制定)

九州大学総合情報伝達システム運用規則

(趣旨)

第一条 この規則は、九州大学(九州大学医療技術短期大学部を含む。以下「本学」という。)における総合情報伝達システム(以下「情報伝達システム」という。)を運用するための組織及び利用等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第二条 情報伝達システムは、本学職員等の共同利用により、教育、研究及び事務処理に関する情報を円滑に伝達することを目的とする。

(定義)

第三条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 情報伝達システム 光ファイバーケーブルを用いた基幹ループ LAN(高速幹線情報通信網)及び支線 LAN(支線情報通信網)によるコンピュータネットワーク並びに箱崎地区・筑紫地区・病院地区・六本松地区に設置される ISDN 交換機(総合デジタル交換機)によるマルチメディアネットワークに電子メールシステム、ファクシミリメールシステム及びテレビ会議システム等を付加したシステムをいう。

二 部局 各学部、教養部、大学院総合理工学研究科、各研究所、健康科学センター、附属図書館、医学部附属病院、歯学部附属病院、農学部附属農場、農学部附属演習林、言語文化部、生物環境調節センター、熱帯農学研究センター、情報処理教育センター、石炭研究資料センター、アイソトープ総合センター、中央分析センター、遺伝情報実験施設、留学生センター、有機化学基礎研究センター、中央計数施設、大型計算機センター、医療技術短期大学部、事務局、学生部及び総合理工学研究科等事務部をいう。

三 部局長 前号の部局の長(医療技術短期大学部にあつては、部長とする。)をいう。

(総長の責務)

第四条 総長は、情報伝達システムに関する業務を総括する。

(部局長の責務)

第五条 部局長は、部局における支線 LAN の維持、管理及び運用、電子メールシステム及びファクシミリメールシステムの利用並びにテレビ会議システムの管理及び

運用に関する業務を掌理する。

- 2 部局長は、情報伝達システムの維持、管理及び運用を円滑に行うため、第十一条第一項に規定する九州大学総合情報伝達システム運用センターの業務の遂行を支援するものとする。

(委員会)

第六条 本学に、情報伝達システムに関する重要事項を審議するため、九州大学総合情報伝達システム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、総長の諮問に応じ次に掲げる事項を審議する。
 - 一 情報伝達システムの維持、管理及び運用の基本方針に関すること。
 - 二 情報伝達システムの将来計画に関すること。
 - 三 情報伝達システムの運用に要する経費に関すること。
 - 四 第十一条第一項に規定する九州大学総合情報伝達システム運用センターの教官の人事に関すること。
 - 五 情報伝達システムの運用に係る規則の制定及び改廃に関すること。
 - 六 その他情報伝達システムの運用に関すること。

(委員会の組織)

第七条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 各学部、教養部、大学院総合理工学研究科、各研究所、医学部附属病院、歯学部附属病院、健康科学センター、言語文化部、大型計算機センター及び医療技術短期大学の教授のうちから、当該部局ごとに選ばれた者各一人
 - 二 第十一条第一項に規定する九州大学総合情報伝達システム運用センターの長
 - 三 附属図書館長
 - 四 情報処理教育センター長
 - 五 中央計数施設の長
 - 六 庶務部長、経理部長、施設部長及び学生部次長
 - 七 その他委員会が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第一号に掲げる委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、総長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第八条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会の議事)

第九条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることが

できない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門委員会)

第十条 委員会に専門的事項を審議させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(運用センター)

第十一条 本学に、情報伝達システムの運用及び情報ネットワークに係る調査研究を行うため、九州大学総合情報伝達システム運用センター（以下「運用センター」という。）を置く。

- 2 運用センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 基幹ループ LAN 及び基幹ループ LAN を構成する機器、ISDN 交換機、マルチメディア多重化装置並びに各種サーバ機器の維持、管理及び運用に関すること。
- 二 地区間及び遠隔地間接続に関すること。
- 三 対外接続に関すること。
- 四 情報ネットワークに係る情報処理技術及び情報通信技術の調査研究に関すること。
- 五 情報ネットワークの分析、評価及び適正化に関すること。
- 六 広報及び講習会に関すること。
- 七 その他情報伝達システムの運用に関すること。

- 3 運用センターに、情報ネットワークに係る調査研究を行うため、研究開発部門を置く。

(運用センターの職員)

第十二条 運用センターに次の職員を置く。

運用センターの長

研究開発部門の長

教官

- 2 運用センターの長は、大型計算機センター長をもつて充て、運用センターの業務を掌理する。
- 3 研究開発部門の長は、大型計算機センター研究開発部長をもつて充て、研究開発部門の業務を処理する。
- 4 教官は、研究開発部門において、情報ネットワークに係る調査研究その他運用センターの業務に従事する。

(ノード運用責任者)

第十三条 運用センターに、基幹ループ LAN を構成するノード機器の円滑な管理運

用を行うため、ノード機器ごとにノード運用責任者を置く。

- 2 ノード運用責任者は、次に掲げる業務を処理する。
 - 一 ノード機器の確認及び点検に関すること。
 - 二 ノード機器の管理に関すること。
- 3 ノード運用責任者は、ノード機器が設置されている部局ごとに当該部局長の推薦により、運用センターの長が委嘱する。
(支線 LAN 管理者)

第十四条 部局に、当該部局の支線 LAN ごとに、次に掲げる業務を処理するため支線 LAN 管理者を置く。

- 一 IP アドレス (支線 LAN 接続機器アドレス) の発行に関すること。
 - 二 支線 LAN の障害時の原因調査及び対処に関すること。
 - 三 運用センターとの連絡調整に関すること。
- 2 支線 LAN 管理者は、部局長が当該部局の職員のうちから指名する。
(電子メール運用責任者)

第十五条 部局において運用センターが運用する電子メールシステムを利用するときは、当該部局の学科その他の区分ごとに、次に掲げる業務を処理するため電子メール運用責任者を置く。

- 一 電子メール利用者の登録、変更及び取消に関すること。
 - 二 運用センターとの連絡調整に関すること。
- 2 電子メール運用責任者は、部局長が当該部局の職員のうちから指名する。
(ネットワークの変更)

第十六条 運用センターの長は、基幹ループ LAN の変更及びノード機器と支線 LAN との接続形態の変更をしようとするときは、あらかじめ委員会の承認を得るものとする。

- 2 部局長は、支線 LAN の構成を変更し、又は拡張しようとするときは、あらかじめ運用センターの長と協議するものとする。
(利用)

第十七条 情報伝達システムを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学の職員
 - 二 部局長が適当と認めた者
- 2 情報伝達システムの利用手続等については、別に定める。
(利用制限等)

第十八条 運用センターの長は、情報伝達システムの運用に支障をきたす行為又は情報伝達システムの不正利用を行った者に対し、当該部局長と協議のうえ、利用制限

等の措置を取ることができる。

- 2 運用センターの長は、前項の規定により利用制限等の措置を行つたときは、委員会に報告しなければならない。

(細則)

第十九条 この規則に定めるもののほか、総合情報伝達システムの運用に関し必要な事項は、委員会の議を経て、細則で定める。

附 則

- 1 この規則は、平成六年一月一日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に委嘱される第七条第一項第一号及び第七号に掲げる委員の任期は、同条第二項本文の規定にかかわらず、平成八年三月三十一日までとする。
- 3 委員会及び運用センターに関する事務は、当分の間大型計算機センター事務部において処理する。

〔註〕『九州大学規則集』追録第51号 1994(平成6)年6月28日現在。原本縦書き。

871 九州大学情報基盤センター規則

(2000(平成12年)4月1日制定)

九州大学情報基盤センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、九州大学情報基盤センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 センターは、全国共同利用施設として教育研究等のための情報基盤に係る設備の整備と提供、必要な技術支援業務及び研究を行うことを目的とする。

(センターの長)

第三条 センターに、九州大学情報基盤センター長(以下「センター長」という。)を置き、九州大学の教授をもって充てる。

- 2 センター長は、第六条第一項に規定する運営委員会が選考し、総長が任命する。
- 3 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 4 センター長の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長は、再任されることができる。

(研究部)

第四条 センターに、研究部を置く。

- 2 研究部に、次の研究部門を置く。

一 学術情報メディア研究部門

第13編 国立大学法人九州大学の発足

- 二 外国語情報メディア研究部門
 - 三 ネットワークコンピューティング研究部門
 - 四 スーパーコンピューティング研究部門
- (研究部長)

第五条 研究部に、部長（以下「研究部長」という。）を置き、九州大学の教授をもって充てる。

- 2 研究部長は、センター長の推薦により、総長が任命する。
- 3 研究部長は、センター長を助け、研究部の業務を総括する。
- 4 研究部長の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 研究部長は、再任されることができる。

(運営委員会)

第六条 センターに、九州大学情報基盤センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 センター長の採用のための選考に関すること。
 - 二 教育公務員特例法等に定める教官人事に関すること。
 - 三 教官の研究業務に係る重要事項に関すること。
 - 四 研究員等に関すること。
 - 五 研究生等に関すること。
 - 六 センターの諸規則等の制定改廃に関すること。
 - 七 研究に係る自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること。
 - 八 センターの共同利用に関すること。
 - 九 その他センターの管理運営に関すること。
- 3 前項第二号に掲げる事項のうち、教官の選考のための資格審査については、原則として、センターの教育研究に係る部局（各学府及び各学部を除く。）の教授会において行うものとする。

第七条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総長が指名する副学長
- 二 センター長
- 三 研究部長
- 四 センターの専任の教授
- 五 大学院言語文化研究院長
- 六 大学院システム情報科学研究院長
- 七 附属図書館長

- 八 各研究院（大学院言語文化研究院及び大学院システム情報科学研究院を除く。）の教授のうちから選ばれた者 各一人
- 九 各附置研究所の教授のうちから選ばれた者 各一人
- 十 医学部附属病院、歯学部附属病院及び医療技術短期大学の教授のうちから選ばれた者 一人
- 十一 学内共同教育研究施設及び健康科学センターの教授のうちから選ばれた者 一人
- 十二 事務局長
- 2 前項第八号から第十一号までの委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- （委員長）
- 第八条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- （副委員長）
- 第九条 運営委員会に副委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- （議事）
- 第十条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- （共同利用委員会）
- 第十一条 運営委員会に、センターの全国共同利用に関する運営について審議する九州大学情報基盤センター全国共同利用委員会（以下「全国共同利用委員会」という。）及びセンターの学内共同利用に関する運営について審議する九州大学情報基盤センター学内共同利用委員会（以下「学内共同利用委員会」という。）を置く。
- 2 全国共同利用委員会及び学内共同利用委員会に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、総長が別に定める。
- （利用）
- 第十二条 センターの利用に関し必要な事項は、総長が別に定める。
- （補則）
- 第十三条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
 - 2 この規則施行後最初に任命されるセンター長及び研究部長は、第三条第二項及び第五条第二項の規定により選考又は推薦されたものとみなす。
 - 3 この規則施行後最初に任命される第七条第一項第八号から第十一号までの委員の任期は、同条第二項本文の規定にかかわらず、平成十四年三月三十一日までとする。
 - 4 次に掲げる規則は、廃止する。
 - 一 九州大学大型計算機センター規則（昭和四十三年四月十五日施行）
 - 二 九州大学中央計数施設規則（昭和四十三年四月十五日施行）
 - 三 九州大学情報処理教育センター規則（昭和五十二年五月六日施行）
- 〔註〕『九州大学規則集』追録第62号 2000（平成12）年7月1日現在。原本縦書き。

872 授業資料をインターネット上に無償で公開

（「プレスリリース」 2006（平成18）年4月21日）

授業資料をインターネット上に無償で公開

－「九州大学オープンコースウェア事業」開始－

<http://ocw.kyushu-u.ac.jp/>

概要

九州大学は、授業等で用いられている教育資料を電子化し、インターネット上に無償で公開する「九州大学オープンコースウェア事業」を開始しました。これは、九州大学における知の結晶としての授業の資料を広く世界に公開することにより社会に対して貢献すると同時に、大学で行っている授業について世の批評を仰ぎ、その内容を改善してゆくことによって常に高い水準での教育を行ってゆきたいという考えによる、教育改革の一環です。

■ 背景

九州大学では、「教育」「研究」「社会貢献」「国際貢献」を四つの柱とし、それぞれの分野で世界レベルの中核拠点を構築するべく様々な取り組みを行っております。研究組織や研究プロジェクトの新設、新しい形での産学連携、海外拠点や国際研究・国際展開のための施設の設置などはその具体的な形であり、確かな成果をあげつつあります。そして現在は、授業内容と授業法、カリキュラムの充実と、教員の意識向上による教育改革を進めています。

九州大学オープンコースウェア（九大 OCW）は、九州大学における知の結晶としての授業の資料を、広く世界に公開しようとするものです。米国マサチューセッツ工科大学（MIT）で始められた授業資料の無料・無条件で公開するオープンコースウェア（OCW）の運動は、世界各地の大学に広がりつつあります。日本においてもこの取り組みを実施するべく、日本オープンコースウェア連絡会が設置され、既にいくつか

の大学が教育資料の公開を行っています。

■ 内容

九州大学では OCW の趣旨に賛同し、日本オープンコースウェア連絡会に加盟し、WWW ページによる授業資料の公開を始めることにしました。これは、大学における知の営みを世に示し、21 世紀の知識社会に対して積極的に貢献してゆこうという我々九州大学の決意のあらわれです。それと同時に、大学で行っている授業について世の批評を仰ぎ、その内容を改善してゆくことによって常に高い水準での教育を行ってゆきたいという考えによる、教育改革の一環でもあります。

具体的には、九州大学で行われている正規の授業、公開講座、講演会、講習会等の教育活動に対して、

- ・ シラバス
- ・ 講義ノート
- ・ 試験
- ・ 課題・解答例
- ・ 授業を記録した音声・映像等

を公開してゆきます。

■ 効果

【学外への効果】

- ・ 社会人の方には、個々人が直面する現実の問題を解決する手がかりとして、またあらゆる人が生涯を学習者として過ごす 21 世紀の社会における「知の楽しみ」のために利用いただけます。
- ・ 大学生の方には、自分の学習を深め、充実した学生生活を送るために活用いただけます。
- ・ 高校生や中学生、小学生のみなさんには、大学の学問を知ることによって自分の将来を見定め準備する足がかりにいただけます。
- ・ 研究者・教育者の方には、他分野での学問の展開を知り、あるいは優れた教育の実践を知ることを通じ、自らの教育と研究を改善するために利用いただけます。

【学内への効果】

- ・ 学期や年度を越え、学生に長期的な学習上の支援を与えることができます。
- ・ 授業に関して同僚・同業の研究者、社会からの批評を受けることを通じ、教育を改善する契機になります。
- ・ 情報公開や学習教育環境の IT 化を通じた教育改善・教育改革につながります。
- ・ 部局や講座の WWW ページ、研究者データベース、時間割表やオンラインシラバスとの連携により、部局の研究と教育の情報を整理してわかりやすく学内および学外に提供することができる情報環境を構築することが可能になります。

■ 今後の展開

電子化されていない授業資料の電子化を促進するとともに、すでに電子化され学内で利用されている授業資料の九大 OCW による公開を拡大していきます。また、公開講座、講演会等の正規の授業以外の資料を公開していきます。

利用者がモバイル環境等のさまざまな場面で学習できるような資料を提供していきます。

部局や講座の WWW ページ、研究者データベース、時間割表やオンラインシラバスとの連携により、部局の研究と教育の情報を整理してわかりやすく学内および学外に提供することができる情報環境を構築していきます。

【用語解説】

OCW (OpenCourseware)

OCW は米国マサチューセッツ工科大学 (MIT) が提唱し、2001 年から取り組み始めた「大学の正規に提供された講義情報のインターネットでの無償公開」活動で、MIT では全 1800 コースの完全公開を目指し、既に 1250 コースが公開されています (2005.12 現在)。具体的な提供情報は講義のシラバス、カレンダー、講義ノート、課題・試験問題などで、一部には講義のビデオ情報も提供されています。

参考 URL : <http://ocw.mit.edu/>

日本オープンコースウェア連絡会 (日本 OCW 連絡会)

日本 OCW 連絡会は、MIT の OCW に賛同し OCW を開始した大学間での情報交換を目的として 2005 年 5 月に発足しました。発足時には、当初足並みをそろえて OCW サイトを公開した大阪大学、京都大学、慶應義塾大学、東京工業大学、東京大学、早稲田大学から構成され、同年 12 月には、北海道大学、名古屋大学、九州大学が正式に参加を表明し、協賛団体であるメディア教育開発センターとあわせ 10 機関での総合的な取り組みとなっています。

参考 URL : <http://www.jocw.jp/>

873 九州大学情報基盤研究開発センター規則

(2007 (平成 19) 年 4 月 1 日施行)

九州大学情報基盤研究開発センター規則

平成 16 年度九大規則第 143 号
施行 : 平成 16 年 4 月 1 日
最終改正 : 平成 19 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、九州大学学則 (平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。) 第 12 条第 2 項の規定に基づき、情報基盤研究開発センター (以下「センタ

一」という。)の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(センター長)

第2条 学則第25条の規定により、センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、九州大学の専任の教授をもって充てる。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長は、再任されることができる。

(副センター長)

第3条 学則第25条の規定により、センターに、副センター長を置く。

- 2 副センター長は、九州大学の専任の教授のうちからセンター長の推薦により、総長が任命する。
- 3 副センター長の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 副センター長は、再任されることができる。

(教授会)

第4条 学則第38条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、教授会を置く。

(全国共同利用運営委員会)

第5条 センターに、センターの全国共同利用に関する事項について審議するため、全国共同利用運営委員会を置く。

- 2 全国共同利用運営委員会の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に定める。

(利用)

第6条 センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第230号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に任命される副センター長の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成18年度九大規則第130号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

874 九州大学情報統括本部規則

(2007(平成19)年4月1日施行)

九州大学情報統括本部規則

平成18年度九大規則第42号

施行：平成19年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則(平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。)第15条の2第3項の規定に基づき、情報統括本部(以下「統括本部」という。)の構成その他必要な事項を定めるものとする。

(統括本部)

第2条 統括本部は、次に掲げる部局等をもって構成する。

- (1) 情報基盤研究開発センター
- (2) 情報環境整備推進室
- (3) 情報システム部

2 統括本部に本部長を置き、理事及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者をもって充てる。

3 本部長は、学則第15条の2第2項の目的として規定する事項を総括する。

(運営会議等)

第3条 統括本部に、運営会議及び全学情報環境利用委員会を置く。

2 運営会議及び全学情報環境利用委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第4条 統括本部の運営に関する事務は、情報システム部情報企画課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、統括本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

875 九州大学情報環境整備推進室規程

(2007(平成19)年4月1日施行)

九州大学情報環境整備推進室規程

平成18年度九大規程第58号

施行：平成19年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項の規定に基づき、情報環境整備推進室（以下「推進室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 推進室は、部局等の協力を得て、次に掲げる具体的業務を行う。

- (1) 全学的な情報環境整備に係るニーズ調査その他の情報収集に関すること。
- (2) 教育研究の情報化推進に係る支援に関すること。
- (3) 全学共通個人認証システム及び全学情報共有システムの構築に係る支援に関すること。
- (4) 全学的な業務システムの開発に係る支援に関すること。
- (5) その他全学的な情報環境整備の推進に係る支援に関すること。

(組織)

第3条 推進室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、情報統括本部長をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 副室長は、教員、事務職員及び技術職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、推進室の業務を整理する。

(室員)

第6条 室員は、次に掲げる者のうちから、室長が指名する者をもって充てる。

- (1) 情報基盤研究開発センターの教員
- (2) 情報システム部の事務職員及び技術職員
- (3) 前2号以外の部局等の教員、事務職員及び技術職員

2 室員は、室長の命を受け、推進室の業務を行う。

(事務)

第7条 推進室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、情報システム部情報企画課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。